

## 七尾市観光 PR ポスター・テーブルクロス制作業務委託仕様書

### 1. 業務名

七尾市観光 PR ポスター・テーブルクロス制作業務委託

### 2. 業務の目的

本業務は（一社）ななお・なかのと DMO（以下、「DMO」という。）において、北陸ディスティネーションキャンペーン「全国宣伝販売促進会議」における効果的な情報発信の取組の一環として実施するものである。これにより七尾市の魅力を PR し、知名度向上及び観光客の誘客促進を図ることを目的とする。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和 5 年 1 1 月 6 日（月）まで

### 4. 履行場所

七尾市内

### 5. 業務の内容

七尾市の魅力を PR する観光ポスター及びテーブルクロスの制作に係るすべての業務（企画・デザイン制作・撮影・印刷等を含む）

#### （1）基本事項

##### A) 七尾市観光 PR ポスター

（ア）サイズ及び印刷部数 ※下記のいずれかの仕様を指定する。

B1 4 0 0 部（2 0 0 部×2 種）

（イ）色 カラー

（ウ）用紙 マットコート紙 1 3 5 kg

（エ）内容

七尾市を想起させる要素を盛り込んだデザイン 2 案を制作する。

・ 2 種類とも統一感を持たせ、単体でも 1 個のデザインとして成立するものとする。

- ・それぞれメインとなる1～2枚の大きな写真もしくはイラストを使用する
- ・総花的でなく多くの人々の目を引くインパクトのあるデザインとすること
- ・各デザインにキャッチコピーもしくはタイトルを記載すること

## B) 観光 PR テーブルクロス

### (ア) サイズ及び印刷部数

周囲縫製仕立て（フラット形状3面隠し）

3,200mm×1,400mm

（高さ700mm×横1,800mm×奥行600mmの長机での利用を想定）

10枚（5枚×2種）

### (イ) 色 カラー

### (ウ) 素材 撥水・防炎素材

### (エ) 内容

地域名が認識しやすいデザインとし2案を制作する。

必ず記載するものは「七尾市」の文字（アルファベットも可）、もしくはオリジナルデザインのロゴとする。

### (2) ターゲットエリア

首都圏、中京圏、関西圏

### (3) ターゲット

七尾市の観光誘客に効果を期待できる幅広い年齢層の女性

### (4) デザイン要件

① デザインについては提出された企画提案書に基づき、契約締結後に受託者と協議の上調整し、新たに作成するものとする。

② 以下の項目を必ず記載すること

七尾市の文字もしくはロゴ ※アルファベットも可

### (5) 成果品

#### A) ポスター

(ア) ポスター現品 … 2デザイン 400部（200部×2種）

(イ) ポスターのデザインデータ

以下のデータを DVD-R 等で提出すること。

- ・ イラストレータファイル（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
- ・ PDF ファイル（WEB 掲載用に容量等を最適化したもの）
- ・ JPG ファイル
- ・ ポスター制作に使用した画像データ

#### B) テーブルクロス

(ア) テーブルクロス現品 … 2 デザイン 10 枚（5 枚×2 種）

(イ) テーブルクロスのデザインデータ

- ・ イラストレータファイル（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
- ・ PDF ファイル（WEB 掲載用に容量等を最適化したもの）
- ・ JPG ファイル
- ・ テーブルクロス制作に使用した画像データ

### 6. 納品日について

ポスター・テーブルクロスともに令和 5 年 11 月 6 日（月）までに納品厳守とする。

### 7. 著作権について

受託者は、制作し納品したポスター及びテーブルクロスについて、DMO が広報活動や商品化を行うなど自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととします。

本件ポスター及びテーブルクロスに関して受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとします。なお、委託者が現在想定するポスターデザイン及びテーブルクロスデザインの使用方法はポスター及びテーブルクロスの増刷やポスターデザインを縮小しての名刺への搭載、ポストカードの作成及び販売、パネル、クリアファイル等事務用品への搭載、委託者ウェブサイトへの搭載、パンフレット等各媒体への搭載などです。

受託者は、DMO に無償譲渡する前項の著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとします。なお、当該ポスター及びテーブルクロスに使用する写真、文字などが掲げる受託者のポスターデザインの使用方法について、原作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取ったうえで企画競争に応募することとし、原著作物の著作権等と DMO との間に著作権法等上の紛争が生じないようにしてください。当該ポスターデザイン及びテーブルクロスデザインが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他委託者の責に帰する事由により原著作物の著作権等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこととします。

## 8. その他

この仕様書に定めのない事項及び、業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理することとします。